

医事法

13. 医療事故をめぐる問題(3)

7階第5研究室

江原朗

(第9章参照)

説明責任の免除

- 救急の場合
- 強制的な治療が認められる場合：
 - 感染症など
- 患者が説明を受ける権利を放棄時
- 真実が患者に重大な悪影響：
 - 癌の告知など

セカンドオピニオン

- 主治医の診断に対して別の医師の見解を聞くこと
- 法律関係：
 - 院内の医師：診療契約に包含
 - 院外であれば、情報提供契約

責任成立と事実的因果関係

- 賠償責任
 - 事実的因果関係なければ賠償責任なし
- 事実的因果関係の存在
 - 通常人の判断で関係があると考えられる程度で足る
- 説明義務違反：
 - 「もし説明を受けていたならばその治療を承諾しなかった」と評価できる必要

期待権侵害、治療機会の喪失

- 重症例で結果的に死亡する事例などで医療側に過失があれば、
 - 延命利益の喪失
 - 期待権侵害
 - 治療機会の喪失
- にて損害賠償の可能性も

医療事故と患者側の事情

- 賠償責任の否定、過失相殺：
 - 患者が医師からの指示を無視、治療拒否などの極端な例
- 患者の自己決定権：
 - 患者の自己責任と関連

医療事故と刑事責任、行政処分

- 刑事責任：
 - 業務上過失致死傷
 - (5年以下の懲役もしくは禁固または100万円以下の罰金)
- 行政処分：
 - 医業停止処分(医道審議会)

医療事故の予防

- アメリカでの医療事故死者数

–年間4万4000人から9万8000人と予測されている。

日本における医療事故予防(1)

- 病院、有床診療所に制度化
 - 安全管理指針の整備
 - 安全管理委員会の開催
 - 安全管理研修の開催
 - 事故報告などの安全確保を目的とした改善方策の実施

日本における医療事故予防(2)

- 特定機能病院に制度化
 - 安全管理者の配置
 - 安全管理部門の設置
 - 患者相談体制の確保

医療事故情報の集計・分析

- 医療法施行規則
- 日本医療評価機構実施
 - 情報収集：
 - 医療事故情報
 - ヒヤリ・ハット事例収集
 - 対象：
 - 国立高度専門医療センター、大学付属病院など

裁判外紛争処理制度

- 裁判：
 - 費用・時間がかかる。
 - 対立構造
- 裁判外紛争処理制度(ADR):
 - 事実の究明、再発防止、謝罪を目的
 - 日本医師会：医師賠償責任保険を通じて
 - 弁護士会：あっせん・仲裁センター
 - その他：医療メディエーターを中心とするもの

無過失補償制度の構築

- 分娩に関する医療事故により重度脳性まひになった場合
- 体重2000グラム以上、妊娠33週以上
- (妊娠28週以上で約款別表に当てはまる場合)
- 掛け金:3万円
- 補償額:
 - 一時金600万円、
 - 年間120万円、
 - 合計3000万円(20年間)。